

レンタカーの開始届までの諸手続について

①許可証交付



②登録免許税納付及び領収証書の届出 免許税額 90,000円

住所・氏名・本税・合計額を記入し、許可日から30日以内に納付すること。

納付場所：日本銀行、日本銀行代理店、郵便局、税務署

納付後は、領収済納付書の原本を添付の登録免許税領収書届出書に貼り付け、

押印のうえ原本と写しの2部を届出すること。(原本は支局で保管。写しは事業者控えになります)

郵送の場合は必ず簡易書留以上で郵送すること。(郵送の場合写しと後述する事業者証明書を送付させていただきますので、返信用封筒も同封すること。)



③整備管理者の選任届出 (※許可申請時の配置車両が10台未満の場合は手続きは不要です。)

バス(乗車人数11人以上の自動車) - 1台以上

自家用乗用車、自家用中・小型トラック(車両総重量8トン未満) - 10台以上

上記条件で開始される場合には、整備部門(Tel.092-673-1196)へ整備管理者の選任届が必要になります。



④事業者証明書の交付 (今後とも使用しますのでコピーして使用してください)

②・③の書類の提出が確認できましたら、交付いたします。

※ 整備管理者の選任が必要な場合については、整備管理者選任届の控え(コピー)を添付してください。



⑤レンタカーのナンバー登録

④の書類を使用して、管轄の登録部門の窓口でレンタカーナンバーの取得をして頂きます。④の書類以外にも必要書類がございますので、管轄の登録部門の窓口若しくはコールセンターに確認をお願いします。

普通自動車の登録の場合

福岡管轄	福岡市東区千早 3-10-40	TEL 050-5540-2078
北九州管轄	北九州市小倉南区新曾根 4-1	TEL 050-5540-2079
久留米管轄	久留米市上津町 2203-290	TEL 050-5540-2081
筑豊管轄	飯塚市仁保 23-39	TEL 050-5540-2080

軽自動車の登録の場合

福岡管轄	福岡市東区箱崎ふ頭 2-2-49	TEL 050-3816-1750
北九州管轄	北九州市小倉南区沼南町 3-19-1	TEL 050-3816-1751
久留米管轄	久留米市上津町 2199-45	TEL 050-3816-1752
筑豊管轄	飯塚市仁保 23-68	TEL 050-3816-1753

↓ (次のページへ)

⑥貸渡記録簿の備え付け等

次の事項を記載する貸渡簿を備え付け、貸渡の状況を的確に記録することとともに、2年間以上保存しなければならない。

- ・借受人の氏名または名称及び住所
- ・運転手の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ・貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- ・貸渡事務所、返還事務所
- ・運行区間又は行き先及び利用者人数並びに使用目的（自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限る。）
- ・走行キロ数
- ・貸渡料金
- ・事故に関する事項

⑦開始届の提出（別紙①）

④、⑤、⑥の措置が完了し、貸渡しを開始した場合は速やかに届出を行うこと。

添付書類

1. 全車両の任意保険加入証明書（申込書ではなく証書で提出すること。）
2. 写真
 - ア. 事務所（外観）、事務所内の料金表及び約款掲示
 - イ. 「レンタカー事業者が行う運転者にかかる情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）により運転者にかかる情報提供を行うほか、貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む）を行わない旨の掲示
3. 車検証（写）

※開始後の届出について（別紙②）

増車など（変更事項の内容）の届けについては、別添届出書に基づき、届けを行ってください。（今後も使用しますのでコピーして使用してください）

※開始後の増車の注意事項について

増車した際に下記の車両数を超える場合については、整備管理者の選任が必要になります。整備管理者の選任につきましては、整備部門（Tel092-673-1196）へお尋ねください。

バス（乗車人数11人以上の自動車）－ 1台以上

自家用乗用車、自家用中・小型トラック（車両総重量8トン未満）－ 10台以上

※報告について（別紙③）

毎年5月31日までに別添に基づく報告が必要です。（※提出部数 2部）